入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県広域水道企業団契約規程（平成 30 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 7 号。以下「規程」という。）第 27 条の規定により公告する。

令和８年 11 月 20 日

香川県広域水道企業団
高松ブロック統括センター所長　那須　有紀子

１　入札に付する事項

（１）　件名

電子式水道メーター40㎜（舶来ネジ・引取有）購入ほか２件

（２）　購入物品名及び数量

仕様書のとおり

（３）　購入物品の要求諸元

仕様書のとおり

（４）　納入場所

仕様書のとおり

（５）　納入期限

仕様書のとおり

（６）　入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県広域水道企業団電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を原則、入札時に電子入札システムにより提出すること。

添付場所：入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

電子メールで提出する場合は６の（１）に示す入札締切日時までに、５の（２）に示すメールアドレスに電子メールで提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(件名：電子式水道メーター40㎜（舶来ネジ・引取有）購入ほか２件)」とすること。

４　契約の内容を示す日時及び場所

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を令和８年 11 月 20 日（金）午前８時 30 分から令和８年 12 月１日（火）午後５時まで電子入札システムにおいて閲覧に供する。

５　契約の内容に関する質問の受付

（１）　契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年 12 月１日（火）午後５時までに(２)に示した場所等に対し「入札説明書等に関する質問書」により行うこと。(持参、ＦＡＸ又は電子メールで行うこと。)

回答は、令和８年 12 月４日（金）から令和８年 12 月７日（月）までの間（香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成 30 年香川県広域水道企業団条例第４号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時 30 分から午後５時まで)、（２）に示した場所にて閲覧に供するとともに、令和８年 12 月４日（金）午後５時までに質問者及び当該入札参加資格者全員にＦＡＸ又は電子メールで送付する。

（２）　連絡先、提出先及び閲覧場所

郵便番号760-8514　　香川県高松市番町一丁目８番15号
香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 総務課 財務管理係
電話番号　087-839-2722　ＦＡＸ番号　087-839-2710
電子メール　takamatsu_somu@union.suido-kagawa.lg.jp

６　入札及び開札

（１）　電子入札システムによる入札期間

入札開始日時　令和８年 12 月 10 日（木）　午前９時
入札締切日時　令和８年 12 月 10 日（木）　午後５時

（２）　開札の日時

令和８年 12 月 11 日（金）　午前９時 30 分

（３）　開札の場所

香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター 総務課

７　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

８　入札保証金及び契約保証金

規程第 12 条各号に該当する場合は減免することができるので、減免を希望する者は、令和８年 12 月１日（火）午後５時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を５の(２)に示した場所に持参又は郵送（令和８年 12 月１日（火）午後５時必着）で提出すること。なお、10 に示す提出書類と別途に提出する場合、封筒に「入札保証金・契約保証金減免申請書在中（件名：電子式水道メーター40㎜（舶来ネジ・引取有）購入ほか２件)」と記載すること。

９　入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（３） 企業団が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（５） 平成 28 年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した本入札公告に示す購入物品と同種の販売実績があること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ったうえで、前記９の要件を満たすことを証明する書類を令和８年 12 月１日（火）午後５時までに、５の（２）に示した場所に持参又は郵送（令和８年 12 月１日（火）午後５時必着）で提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、郵送の場合、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中（件名：電子式水道メーター40㎜（舶来ネジ・引取有）購入ほか２件)」と記載すること。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより令和８年 12 月４日（金）までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規程第 34 条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規程第７条第１項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、企業団から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16　その他

（1）　詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等は電子入札システムから閲覧及びダウンロードし、内容を確認すること。

（2）　落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 30 年香川県広域水道企業団告示第３号）に基づく措置を講じる場合がある。